○内閣府告示第三千二百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百九十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県紫波郡矢巾町

二　地域再生計画の名称　ウェルネスタウンプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県紫波郡矢巾町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大崎市

二　地域再生計画の名称　大崎の宝しごとづくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　大崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大崎市

二　地域再生計画の名称　大崎の宝しごとづくり事業

三　地域再生計画の区域の範囲　大崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六百四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県刈田郡七ヶ宿町

二　地域再生計画の名称　住みたいを加速させる賑わい創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県刈田郡七ヶ宿町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千七百三十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県牡鹿郡女川町

二　地域再生計画の名称　日常の「健康」を拡大し、町がにぎわうきっかけを生み出すプロジェクト（女川町健康プロジェクト）

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県牡鹿郡女川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千七百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県山本郡藤里町

二　地域再生計画の名称　藤里町総合戦略実践計画

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県山本郡藤里町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千百八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県及び寒河江市並びに山形県東村山郡山辺町及び中山町並びに西村山郡河北町、西川町、朝日町及び大江町

二　地域再生計画の名称　フルーツラインＪＲ左沢線を活用した「観光振興×まちづくり×公共交通」広域連携プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　寒河江市並びに山形県東村山郡山辺町及び中山町並びに西村山郡河北町、西川町、朝日町及び大江町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第百四十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島市

二　地域再生計画の名称　公共交通と自転車による快適なまちづくり推進事業

三　地域再生計画の区域の範囲　福島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六百四十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県東白川郡棚倉町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした観光による棚倉再興計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県東白川郡棚倉町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六百四十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三